

秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務委託 仕様書

秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務の委託者と受託者は、秋田市民俗芸能伝承館および旧金子家住宅における清掃業務を本仕様書により執行するものとする。

1 履行場所

- (1) 秋田市大町一丁目3番30号
秋田市民俗芸能伝承館（博物館類似施設）
- (2) 秋田市大町一丁目3番31号
旧金子家住宅（秋田市指定有形文化財）

2 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 一般事項

- ア 建物の各材質の特性や使用状況を十分検討し、最適の清掃消耗品・資材を選定し、使用すること。
- イ 従事者の人員は、別紙「秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務基準」に記す業務を遂行できる人員とすること。
- ウ 履行場所が博物館類似施設および市指定有形文化財であることの特殊性を十分認識すること。
- エ 従事者は、前述の者の中から厳選し、氏名を書面で提出すること。
なお、性別・年齢・学歴は問わない。

(2) 従事者の職務

- ア 清掃業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、履行場所の利用者に対し、明朗かつ親切に対応すること。
- イ 火災、盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。
- ウ 建物、物品およびその他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- エ 防火管理については、履行場所の防火管理者が定める計画に従い、委託者が実施する消防訓練に参加すること。
- オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。
- カ 災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり事故の防止に万全を期すること。
- キ 業務上知り得た秘密や情報を漏らさないこと。

(3) 業務日および業務時間

毎週水曜日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、毎日午前8時30分から午後3時30分までとする。（1時間の休憩時間を含む。）
ただし、委託者の承諾を得て業務日および業務時間を変更することができる。

(4) 清掃業務内容

清掃業務は、別紙「秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務基準」に基づき業務を執行すること。

4 委託業務完了報告

委託者は、月毎に業務完了報告書を委託者に提出し確認を受けるものとする。
なお、委託業務に関する関係法令に基づく手続き又は提出書類の作成等は、受託者の負担において行うものとする。

5 経費の負担

(1) 委託者負担

- ア 業務道具の保管場所および休憩場所
- イ 委託業務実施に必要な光熱水費
- ウ トイレットペーパー、トイレ手洗い石けん、便座クリーナー液、ゴミ袋
- エ 上記ア～ウに密接不可分なものの経費

(2) 受託者負担

- ア 業務用具一式に係る経費
- イ 掃除機、雑巾、洗剤、ワックス等の資材・消耗品費
- ウ 委託業務に関する関係法令に基づく手続き又は提出書類の作成等

秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務基準

秋田市民俗芸能伝承館および旧金子家住宅（以下「履行場所」という。）における清掃業務は、本基準により実施するものとする。

1 清掃業務の範囲

履行場所における清掃業務はおおむね次のとおりとする。

- ・ 日常清掃に関すること。
- ・ 定期清掃に関すること。
- ・ 清掃衛生関係機器および消耗品の管理（点検・調整・整備・配置・補充）に関すること。
- ・ 塵芥の収集処理に関すること。

2 一般事項

- (1) 清掃にあたっては、履行場所の業務や来館者の支障とならないよう十分留意すること。
- (2) 清掃工程・回数は「清掃業務作業基準表」のとおりとするが、諸室の使用状況や汚れの度合いにより回数を増減し、特にトイレや通行の頻繁な箇所は、随時巡回のうえ必要な清掃を行うこと。
- (3) 清掃器具の取扱いによる衝撃・湿気等で機械器具物品等を損傷させないこと。
- (4) 引火性ベンジン・ガソリン等の薬品は絶対使用しないこと。
- (5) 電気・水道の使用については、極力節約に努めること。
- (6) トイレットペーパー、手洗用石けん等は、委託者が支給するものを用い、その補充に十分留意すること。

3 日常清掃

(1) 床の清掃

容易に移動できる椅子等の物品類を移動のうえ、次のとおり清掃を行うこと。

ア 石質床およびビニールタイル等の床

- ・ 固くしぼった水拭きモップ等で除塵すること。
- ・ 委託者の指示する箇所は真空掃除機を用いること。

イ カーペット敷床

- ・ 真空掃除機で除塵すること。
- ・ 毛を損傷しないように、織り目に沿って掃除機をかけること。

ウ 板張り床

- ・ 固くしぼった水拭きモップ等で除塵すること。
- ・ 委託者の指示する箇所は、真空掃除機を用いること。

エ 畳

- ・座敷箒等で除塵すること。
- ・畳を損傷しないように、畳の目に沿って数回繰り返すこと。

オ 土間、外部

- ・庭箒等で除塵すること。
- ・外部については、木くず、枯葉、砂塵等を除去すること。

(2) 壁および窓の清掃

- ・手の届く範囲の壁や窓、窓の額縁等の塵埃を払うこと。
- ・必要に応じて水拭き、乾拭きすること。

(3) トイレの清掃

- ・床の清掃の際、汚れの甚だしいときは中性洗剤等を用いること。
- ・衛生陶器類はブラシやスポンジで清掃すること。
- ・仕切り等の除塵を行い、金属部分は乾布等で拭きあげること。
- ・手洗い台の鏡を拭きあげること。
- ・汚物入れ、ゴミ箱の内容物を処理すること。
- ・トイレットペーパー、石けん、消毒液の補充を行うこと。
- ・随時見回り、汚れを発見した場合は、直ちに清掃すること。

(4) 湯沸室の清掃

- ・流し台の清掃を行うこと。
- ・茶がら等は所定の場所に捨て、容器は水洗いし、所定の位置に置くこと。
- ・床や壁に水垢が付着しないようにすること。

(5) 物品・什器の清掃

- ・テーブル等の物品等は乾布等で塵埃を払うこと。
- ・必要に応じて水拭き、乾拭きすること。

(6) その他

- ・ドア金具、階段金具、その他の金具は乾布等で拭きあげること。
- ・各室のごみ箱等の内容物は、可燃性、不燃性を分類して処理すること。
- ・集めた屑、塵芥は、まとめて所定の場所まで搬出すること。

4 定期清掃

清掃業務作業基準表に基づくものとし、実施日については協議のうえ決定すること。

なお、実施にあたっては作業写真を撮影し、業務完了報告書に添付すること。

(1) ワックス塗布およびカーペットクリーニング

年2回とし、床材に合った清掃用具・資材を用いて実施すること。

なお、容易に移動できる椅子等の物品は移動して行い、清掃後は元に戻すこと。

(2) 窓ガラス清掃（内側・外側）

年2回とし、手の届く範囲の窓ガラスを石けん水又は薬液類（サッシに有害なものを除く）で拭き、更に乾布で磨くこと。

秋田市民俗芸能伝承館 清掃業務作業基準表

○:1日1回 □:随時 ●:年2回

階数	番号	諸室名	仕上げ	日常清掃						定期清掃				
				床の清掃	壁・窓等の清掃	トイレの清掃	湯沸室の清掃	物品・什器の清掃	手すりの清掃	ごみ箱収集・処理	床面ワックス塗布清掃	カーペット洗淨	窓ガラスの清掃	
1階	1	駐車場	インターロッキング	○					□					
	2	正面玄関回り	磁器質タイル等	○	□									●
	3	展示ホール	ビニールタイル	○	□							●		
	4	事務室	ビニールタイル	○								●		●
	5	トイレ	磁器質タイル	○	□	○		○	○	○				
	6	機械室	コンクリート	○										
	7	湯沸室	ビニールタイル	○			□					●		
	8	ロビー・通路	ビニールタイル カーペット	○	□			□				●	●	●
	9	階段	ビニールタイル	○	□				○			●		●
2階	10	第1展示室	カーペット	○	□			□				●		
	11	ロビー・通路	カーペット	○	□			□				●	●	
	12	階段	ビニールタイル	○	□				○			●		●
3階	13	第2展示室	カーペット	○	□			□				●		
	14	ロビー・通路	カーペット	○	□			□				●	●	
	15	階段	ビニールタイル	○	□				○			●		●
4階	16	第1会議室	和室畳	○	□			□						●
	17	第1練習室	カーペット	○	□			□				●	●	
	18	第2練習室	カーペット	○	□			□				●	●	
	19	トイレ	ビニールタイル	○	□	○		○	○	○				
	20	湯沸室	カーペット	○	□		□	○				●		
	21	ロビー・通路	カーペット	○	□			□				●	●	
	22	階段	ビニールタイル	○	□				○			●		●
5階	23	第2会議室	和室畳	○	□			□						●
	24	第3練習室	能舞台ひのき・畳	○	□			□						●
	25	トイレ	ビニールタイル	○	□	○		○	○	○				
	26	湯沸室	木床・カーペット	○	□		□	○						
	27	ロビー・通路	カーペット	○	□			□				●	●	
	28	通路	木床	○	□			□						
	29	階段	ビニールタイル	○	□				○			●		●

※上記の清掃回数は標準的なものであり、実際の汚れの度合いや諸室の使用状況等により回数を増減し、館全体として清潔な状態を保つこと。

旧金子家住宅 清掃業務作業基準表

○:1日1回 □:随時 ●:年2回

階数	番号	諸室名	仕上げ	日常清掃						定期清掃				
				床の清掃	壁・窓等の清掃	トイレの清掃	湯沸室の清掃	物品・什器の清掃	手すりの清掃	ごみ箱収集・処理	床面ワックス塗布清掃	カーペット洗浄	窓ガラスの清掃	
1階	1	畳敷部屋	和室畳敷	○	□			□						●
	2	板敷部分	杉板	○	□			□						●
	3	土間	黒土	○	□			□	□					●
	4	流し台	ステンレス・木棚	○	□		□	□						●
	5	トイレ	陶器・磁器タイル	○	□	○		○	○	○				●
2階	6	畳敷部屋	和室畳敷	□	□			□						
	7	板敷部分	杉板	□	□			□						

※上記の清掃回数は標準的なものであり、実際の汚れの度合いや諸室の使用状況等により回数を増減館全体として清潔な状態を保つこと。

施設の概要

名称 秋田市民俗芸能伝承館
 所在地 秋田市大町一丁目3番30号
 敷地面積 812.41㎡
 総工事費 371,366千円
 開館 平成4年8月4日

1. 建物の概要

階数	床面積	構造	着工	竣工
1	403.36㎡	鉄骨造	平成3年 7月30日	平成4年 3月30日
2	178.25㎡			
3	139.85㎡			
4	296.60㎡			
5	296.60㎡			
塔屋	25.36㎡			
合計	1,340.02㎡			

2. 設備の概要

空調設備

空調方式 空冷インバータパッケージ方式
 空調設備 室外機5台、室内機16台

給水衛生設備

給水設備 水道本管より200mmより25mm分岐し、直結給水
 排水設備 汚水雑排水/屋内分流屋外合流。下水本管300mmに接続
 給湯設備 電気温水器(貯湯式電気湯沸器3台)

電気設備

受電電圧 交流3相3線式50ヘルツ6.6KV
 変電室 キュービクル式24㎡ 天井高3.05m
 変圧器 動力用/3φ6.6KV/210V 100KVA 1台
 電灯用/1φ6.6KV/210-105V 50KVA 1台
 高圧コンデンサー/ 30KVA 1台
 低圧回路 電灯/1φ3W 200/100V 動力/3φ3W 210V
 低圧負荷設備 電灯 53.5KVA 動力 138.3KW
 自動火災報知設備 受信機P型1級20回線(防火扉連動)、煙感知器39個、熱感知器13個
 電話設備 電子交換機(内線12回線、局線4回線)、電話機10台
 テレビ共聴設備 アンテナVHF12素子、UHF20素子、B.S.、直列ユニット4台

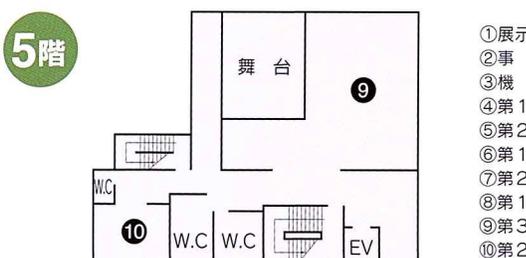
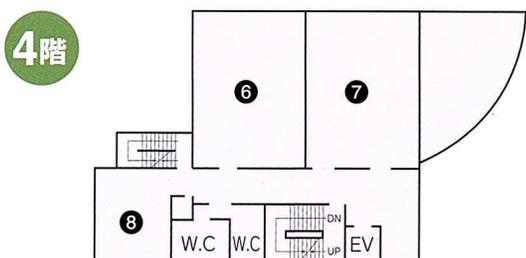
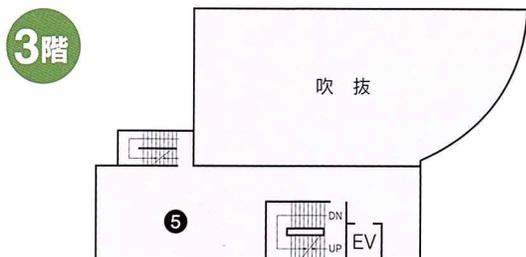
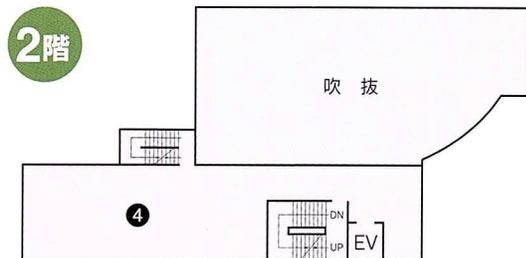
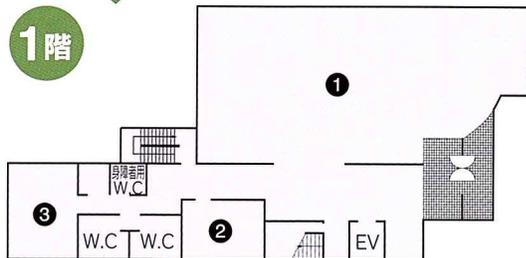
昇降機設備

乗用エレベーター 油圧式エレベーター、身障者(車椅子)兼用型11人乗
 積載量/750kg 速度/60m/分
 地震管制運転、停電時自動着床装置付、停止階/5カ所
 籠サイズ 幅1400×奥行1350×高さ2250
 開口部サイズ 幅800×高さ2100
 非常連絡 インターホン
 電動機5.5KW、電源/3相200V50ヘルツ

3. 工事関係者

設計監理 秋田県建築設計事業協同組合
 工事監理 秋田市建設部建築課
 建築工事 加藤建設(株)
 機械設備工事 互幸設備工業(株)
 電気設備工事 本荘電気工業(株)
 昇降機設備工事 フジテック(株)仙台支店
 電話設備工事 日本電気(株)秋田支店

平面図



- ①展示ホール 212.92㎡
- ②事務室 20.61㎡
- ③機械室 30.08㎡
- ④第1展示室 80.00㎡
- ⑤第2展示室 57.60㎡
- ⑥第1練習室 75.00㎡
- ⑦第2練習室 82.50㎡
- ⑧第1会議室 26.00㎡
- ⑨第3練習室 159.00㎡
- ⑩第2会議室 21.60㎡

施設の概要

名称 旧金子家住宅
 所在地 秋田市大町一丁目3番31号
 敷地面積 508.67㎡
 総工事費 138,021千円
 開館 平成17年7月28日

2. 設備の概要

給水衛生設備

給水設備 水道本管より100mmより20mm分岐し、直結給水
 排水設備 汚水雑排水150mmより下水本管350mmに接続
 給湯設備 電気温水器(貯湯式湯沸器1台)

電気設備

自動火災報知設備 受信機P型2級、煙感知器9個、熱感知器32個

1. 建物の概要

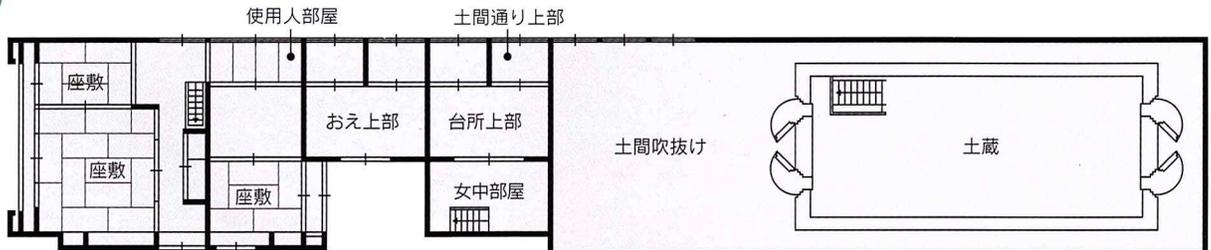
	桁行 (両端柱間奥行)	梁間 (両端柱間間口)	構造	延床面積
住居(主屋)	27.250m	6.890m	木造二階建	260.15㎡
座敷	8.185m	6.890m	木造平屋建	56.39㎡
土蔵	13.350m	5.290m	土蔵二階建	141.24㎡
土蔵鞘	17.720m	7.890m	木造	-

3. 工事関係者

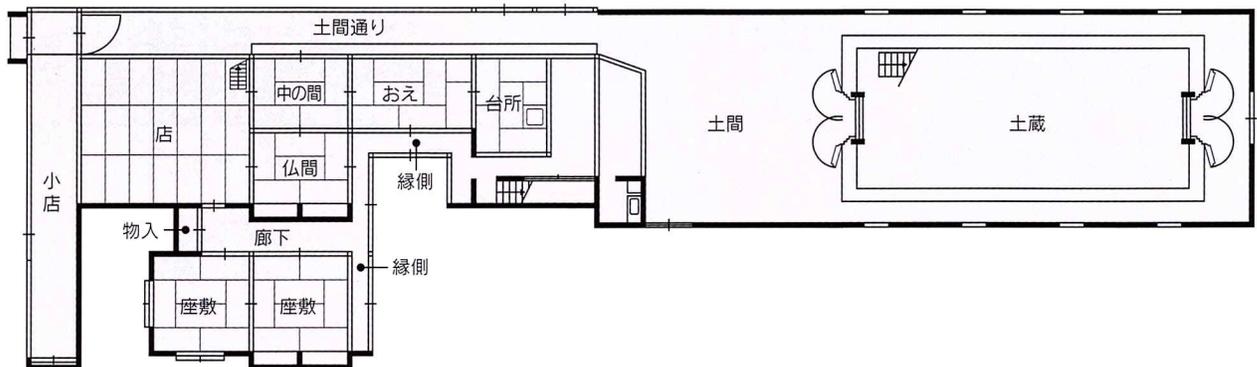
設計監理 (株)DAN建築設計事務所
 工事監理 秋田市建設部建築課
 施工請負者 (株)小南工務店

平面図

2階



1階



内 訳 書

名 称	品 種 形状寸法	員 数	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
秋田市民俗芸能伝承館等清掃業務委託						
I 令和6年度	年額	1	式			明細書第1号
II 令和7年度	年額	1	式			明細書第2号
III 令和8年度	年額	1	式			明細書第3号
合計						

明 細 書

第 1 号

名 称	品 種 形状寸法	員数	単 位	単価(円)	金額(円)	摘 要
I 令和6年度						
A 直接人件費		308	日			
B 直接物品費	消耗品費等	1	式			
C 業務管理費		1	式			
D 一般管理費		1	式			
E 特別清掃費	ワックス塗布等 2回 窓ガラス清掃等 2回	1	式			
業務価格						
消費税相当額						10%
合計						

明 細 書

第 2 号

名 称	品 種 形状寸法	員数	単位	単価(円)	金額(円)	摘 要
II 令和7年度						
A 直接人件費		308	日			
B 直接物品費	消耗品費等	1	式			
C 業務管理費		1	式			
D 一般管理費		1	式			
E 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	1	式			
業務価格						
消費税相当額						10%
合計						

明 細 書

第 3 号

名 称	品 種 形状寸法	員数	単 位	単価(円)	金額(円)	摘 要
Ⅲ 令和8年度						
A 直接人件費		307	日			
B 直接物品費	消耗品費等	1	式			
C 業務管理費		1	式			
D 一般管理費		1	式			
E 特別清掃費	ワックス塗布、窓ガラス清掃等	1	式			
業務価格						
消費税相当額						10%
合計						

給与計算資料（年額）

	説 明	年 額	備 考
		1日6時間	
給 与	4月1日から3月31日まで		
	令和6年度 円/日 × 308日		
	令和7年度 円/日 × 308日		
	令和8年度 円/日 × 307日		
	合計		